

8月から保険証が切り替わります!

～国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ～

保険証の有効期間は、平成25年8月1日から平成26年7月31日までの1年間です。

新しい保険証は7月中旬に簡易書留で郵送します。

現在お持ちの保険証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は、8月1日以降に破棄していただきますようお願いいたします。

国民健康保険

● 保険証の色について

保険証の色について、次のとおり変更します。

- 一般被保険者……薄むらさき色 → 薄みどり色
- 退職被保険者……もも色 → クリーム色

● 70歳～74歳の国保被保険者の保険証について

70歳～74歳の国保被保険者に対しては、負担割合を記載した保険証をお送りしています。

※今後、有効期間内に70歳の誕生日を迎えられる場合、誕生日の月(1日生まれの人は前月)に新しい保険証を送付します。

※70歳～74歳の国保被保険者の負担割合は、本来2割ですが、平成26年3月31日まで1割に据え置かれています。(ただし、現役並み所得のある人の負担割合は、3割です。)

● 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、8月1日以降も必要な場合は、改めて申請が必要です。下記までご相談ください。

後期高齢者

● 保険証の色について

保険証の色について、次のとおり変更します。

黄色 → オレンジ色

● 限度額適用・標準負担額減額認定証について

既に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)をお持ちの人は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(オレンジ色)を保険証と一緒に送付いたします。

また、入院中(予定)の人でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、下記までご相談ください。

※平成25年度の市町村民税の課税状況をもとにして、世帯の全員が市町村民税非課税の人が対象となります。

臓器提供意思表示について

平成24年度から被保険者証の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられることになりました。被保険者証の裏面に記載することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968-86-5723(直通)
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968-34-3111(内線752)



自然豊かな川づくり ～平成24年度河川水質検査結果～

和水町と菊池川流域同盟(菊池川流域9市町)で、町内の河川11箇所の水質検査を年2回実施したところ検査結果は以下のとおりでした。

河川水質の悪化は事業所からの排水や生活雑排水が主な原因となっています。私たちの心がけ次第で川をきれいにすることが出来ます。みんなで親しめる河川を目指して取り組んでいきましょう。

平成24年度和水町河川水質検査結果一覧表

検査項目	①江田川(カヌー館前)		②日平川(通道橋下)		③久米野川(岩尻水上)		④久米野川(蛇田眼鏡橋下)	
	5月	12月	5月	12月	5月	12月	5月	12月
BOD(mg/l)	0.5	0.5	0.8	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5
SS(mg/l)	2.6	1.9	2.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
検査項目	⑤久井原川(久井原橋下)		⑥内田川(眼鏡橋下)		⑦深倉川(下津原東井堰下)		⑧藤田川(内藤橋下付近)	
	5月	12月	5月	12月	5月	12月	5月	12月
BOD(mg/l)	1.2	0.5	2.0	1.4	0.5	0.5	1.4	1.1
SS(mg/l)	2.9	1.3	3.8	2.2	2.1	1.0	3.0	1.5
検査項目	⑨和仁川(かじはら橋下)		⑩岩村川(国道443号岩村橋下)		⑪和仁川・十町川合流下(平野橋上流)			
	5月	12月	5月	12月	5月	12月		
BOD(mg/l)	1.0	0.8	0.7	0.5	0.8	0.5		
SS(mg/l)	3.1	1.1	3.7	1.0	5.3	2.5		

用語の説明

BOD…生物化学的酸素要求量のこと。河川水の中の汚染物質が微生物によって無機化あるいはガス化するときに必要とされる酸素量。この数値が大きくなれば、その河川水には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味します。10mg/l以上になると悪臭などの発生がみられます。(基準値2mg/l以下)

SS…粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいいます。水の濁りの原因となるもので魚類などの生息に影響を与えたり、日光の透過を妨げることによって水生生物の光合成作用を妨害するなどの有害作用があります。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させます。(基準値25mg/l以下)

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ

【肺炎球菌ワクチン接種助成のお知らせ】

町では、8月から肺炎球菌ワクチン接種の助成を新たにスタートします。

助成期間は12月までとなりますので、希望される場合は、必ず期限内にワクチン接種を行ってください。

■ 肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌による肺炎での高齢者の死亡率は、近年増加しています。このワクチンを接種することで、免疫ができ、重症化を防ぐことができます。

■ 助成対象者

- ①和水町に住所を有する人
- ②ワクチンの接種日において、満75歳以上の人または後期高齢者医療から認定を受けた満65歳以上75歳未満の人
- ③過去5年以内に肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがない人

■ 助成額

接種費用	－	助成額	=	自己負担額
医療機関が設定する額		5,000円 (和水町 3,000円) (後期高齢者医療 2,000円)		医療機関でお支払いください。

■ 接種の場所

町内、玉名郡市及び鹿本郡市の医療機関 ※医療機関への予約が必要となります。

■ 接種時の持参品

- ①肺炎球菌ワクチン予防接種助成券
 - ②問診票
 - ③後期高齢者医療被保険者証
- ※①②については、後日郵送します。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968-86-5723
本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968-86-5724